

行政の動き・課題

～人材確保・育成への取り組み～

令和6年3月5日

九州運輸局
自動車技術安全部



自動車は、保安基準に適合するものでなければ、運行の用に供してはならない。(道路運送車両法)

点検整備

自動車の使用者は、点検・整備をすることにより、自動車を保安基準に適合するよう維持しなければならない。

● 日常点検

自動車の使用者は、走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に日常点検をし、必要な整備をしなければならない。

● 定期点検整備

自動車の使用者は、定期的に点検をし、必要な整備をしなければならない。

検査(車検)

国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

● 新規検査

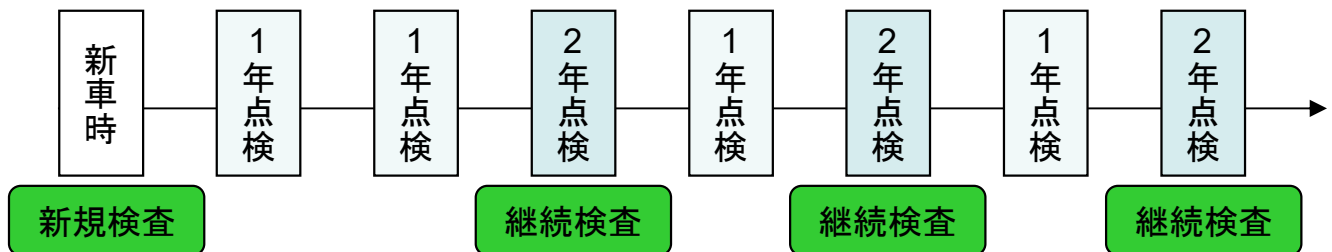
自動車を運行の用に供しようとするときは、**使用者**は、自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

● 継続検査

使用者は、自動車検査証の有効期間の満了後も当該自動車を使用しようとするときは、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう継続検査を受けなければならない。

定期点検と検査の関係

※自家用乗用車の例



自動車の保守管理は使用者(ユーザー)に義務付けられています。

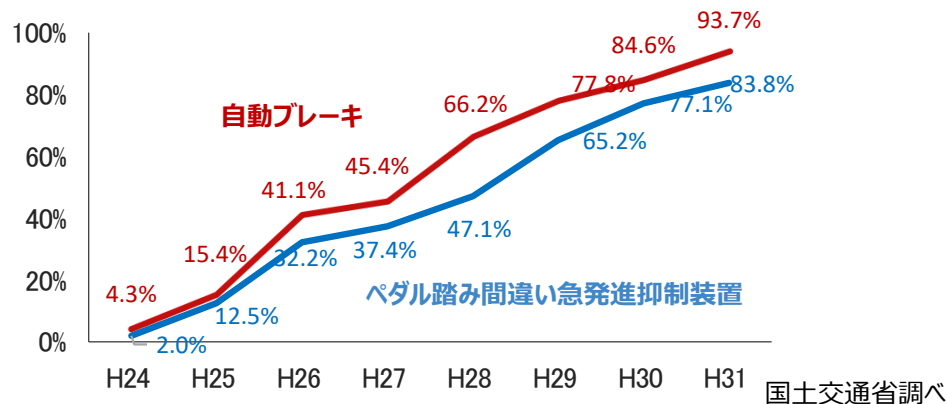
現状として、使用者には自動車の構造装置に関する知識や技術がない場合もあり、**多くが自動車整備工場に点検整備と検査を依頼している。**

自動車技術の高度化及び電動化車両の普及

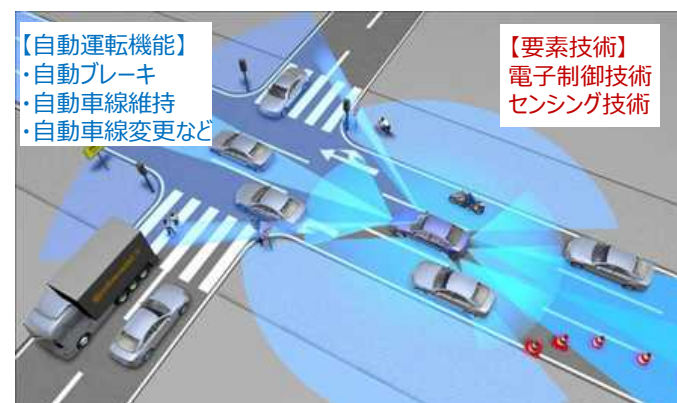
- 近年、自動ブレーキなど自動車技術の高度化・実用化やHV・EVの普及が急速に進展。
- 先進技術は、幅広い車種まで搭載が進んできており、今後も普及が予想される。

自動車技術の高度化・実用化の状況

自動ブレーキ、ペダル踏み間違い急発進抑制装置（乗用車）搭載率

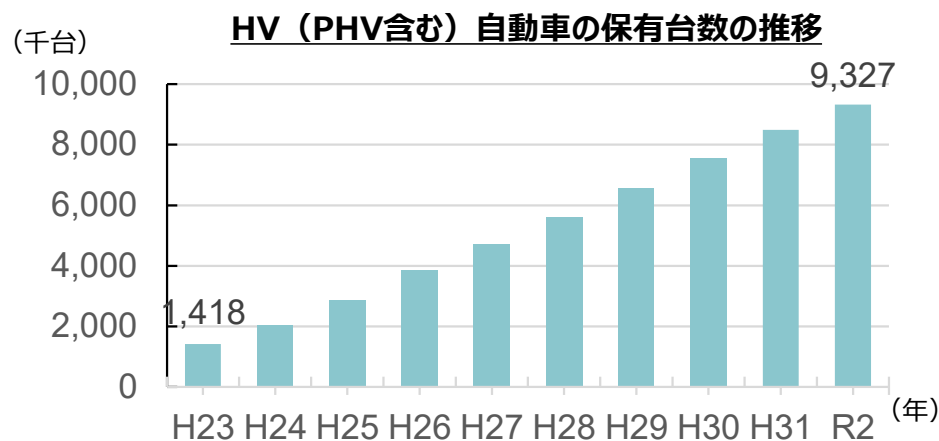


(先進技術の例)

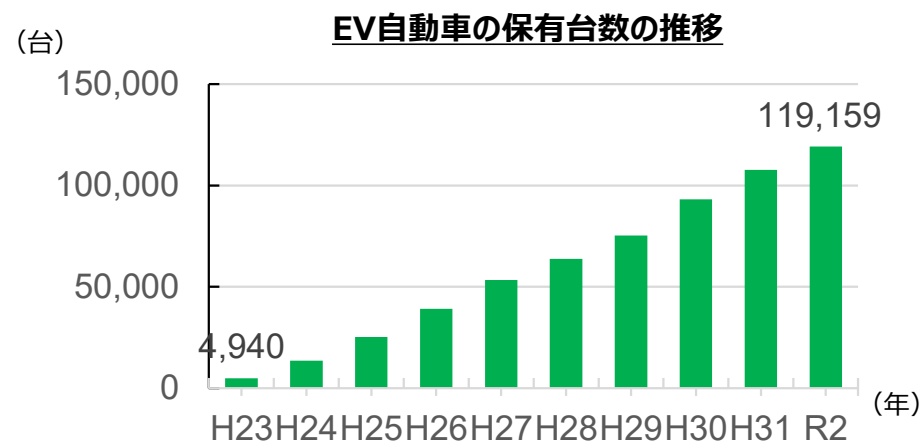


Continental HPより

HV・EVの普及の状況



(一社) 自動車検査登録情報協会HPより



(一社) 自動車検査登録情報協会HPより

自動車特定整備制度の創設

制度の概要

衝突被害軽減ブレーキや車線維持支援装置等の電子的に制御されている先進技術について、整備作業が適切でない場合、機能が発揮されないばかりでなく事故につながるおそれがあることから、令和2年4月以降、事業として電子制御装置の整備を行う場合、国の認証が必要。(経過措置:令和6年3月31日まで)

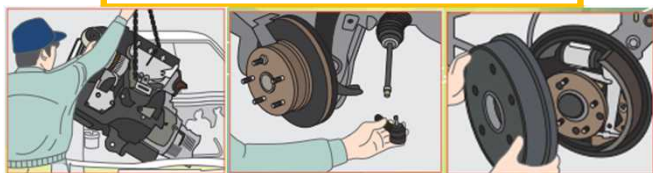
I. 従来の分解整備※

+

II. 電子制御装置整備(新設)

=

特定整備



エンジンやブレーキなど自動車の重要な保安部品を取り外して行う整備・改造



新たに特定整備の対象とする作業(電子制御装置整備)

- ① 衝突被害軽減ブレーキや車線維持支援装置の作動に影響を及ぼす整備・改造
- ② 上記に係るカメラやレーダー等が取り付けられている車体前部(バンパ、グリル)や窓ガラスの脱着
- ③ 自動運行装置の取り外しや作動に影響を及ぼす整備・改造

複眼カメラ



(スバルHPより)

カメラ・ミリ波レーダー複合型



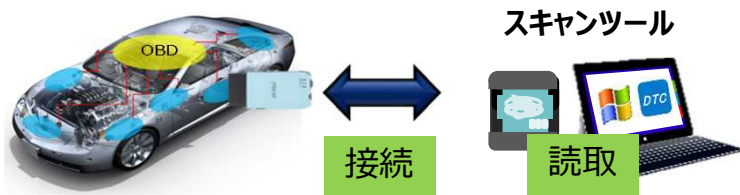
(レクサスHPより)

これらの装置が確実に作動するための
エーミング作業(調整等)が必要

車載式故障診断装置の活用(OBD点検の追加)

車載式故障診断装置 (OBD) とは

近年の自動車には、電子装置の状態を監視し、故障を記録する「**車載式故障診断装置 (OBD : On-Board Diagnostics)**」が搭載されている。



OBDに記録された故障コードは、**スキャンツール**を車両に接続することにより読取可能。

OBD点検の義務付け

令和3年10月より、近年の電子制御された自動車を適切に管理していただくため、これまでの点検項目に加え、OBDに記録している各種装置の故障の有無や作動状況を読み出し、各種装置が正常に作動しているかを確認する「OBD点検」が義務付けされました。

くるまのコンピュータ 点検してますか？

これらの装置は、令和3年10月から、1年毎の「OBD点検」が義務付けられています※

※大型特殊自動車、被牽引自動車及び二輪自動車は対象外

OBD点検の概要

「スキャンツール」をOBDポートに接続し、「OBD」が記録している、各種装置の故障の有無や作動状況(故障コード)を読み出します。これにより、装置が正常に作動しているかを確認することを、「OBD点検」と呼んでいます。

「車載式故障診断装置(OBD)」とは… 車両に搭載されたコンピュータにより制御される各種装置の状態を監視するとともに、故障の有無を自己診断し記録する装置。

「スキャンツール」とは… OBDに記録される各種装置の故障の有無・作動状況を読み出し、安全に走行できる状態であるかを確認する機器。

事故の概要

走行中急ブレーキをかけたところ、一度はABSが作動したがすぐに機能が停止し、十分に減速ができず、ハンドル操作も効きづらくなったため、側壁及び道路標識に衝突した

エンジンやABS等、従来から搭載されている装置も、ほとんどが電子的に制御・管理されるようになっていますが、装置の不具合により下記のような事故が起きています

※ABS(アンチロックブレーキシステム)は、急ブレーキの際にタイヤが完全に止まり滑って制動が効かない状態(ロック状態)になるのを防ぐため、ブレーキにかかる油圧(油圧)をコンピュータで制御するシステムのこと

調査の結果

スキャンツールをつないだところ、ブレーキオイルの油圧低下の故障コードが検出された。油圧低下によりABSが作動を停止してタイヤがロック状態となり、ブレーキ性能を十分に発揮できなかったことで事故につながったと推定される

このような不具合は、OBD点検より事前に検出し、整備することが可能です。地方運輸局の認定を受けた整備工場ではスキャンツールを使用したOBD点検を受けましょう!

※診断の対象となる識別表示を自視により点検する方法でも可能

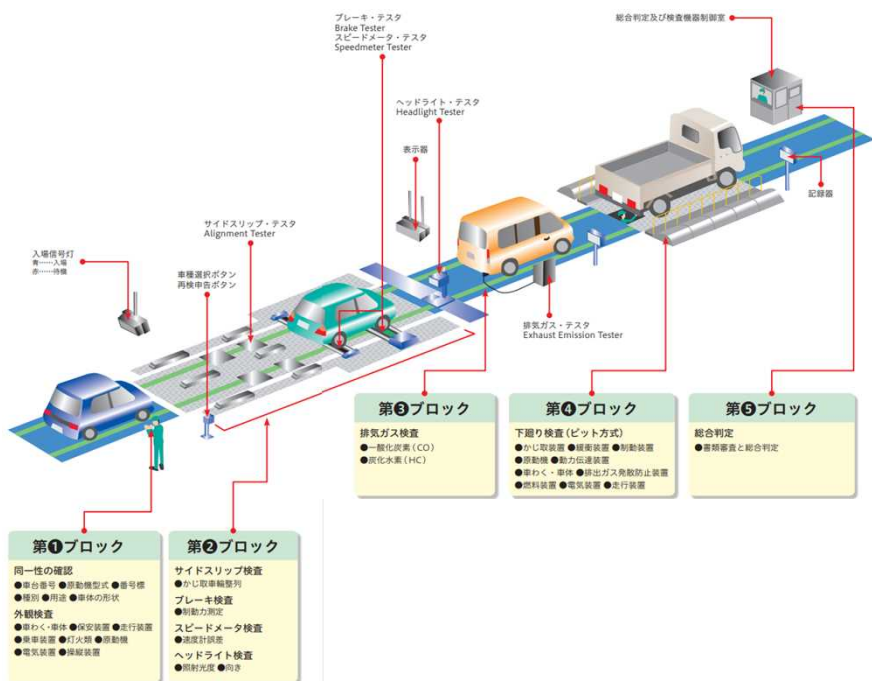
ご不明点があれば、最寄りの運輸支局へお問い合わせください。



OBD検査の概要（車検制度）

○ 現在の自動車の検査（車検）は、外観や測定器を用いた機能確認により行われているが、**令和6年10月より、車載式故障診断装置（OBD）を活用した、衝突被害軽減ブレーキなどの電子制御装置の検査**を開始

現在の検査



現在の検査においては「検査機器の測定」、「検査職員による目視等」により、自動車の保安基準への適合性を審査している。

- ・直進安定性
 - ・ブレーキ性能
 - ・ヘッドライト性能
 - ・排気ガス
 - ・その他（同一性や各種装置 等）
- 機器による測定
- ・・・検査職員による確認

OBD検査



OBD検査開始時期

令和6年10月（輸入車は令和7年10月）
 ※令和5年10月よりプレ運用開始

OBD検査の対象車両

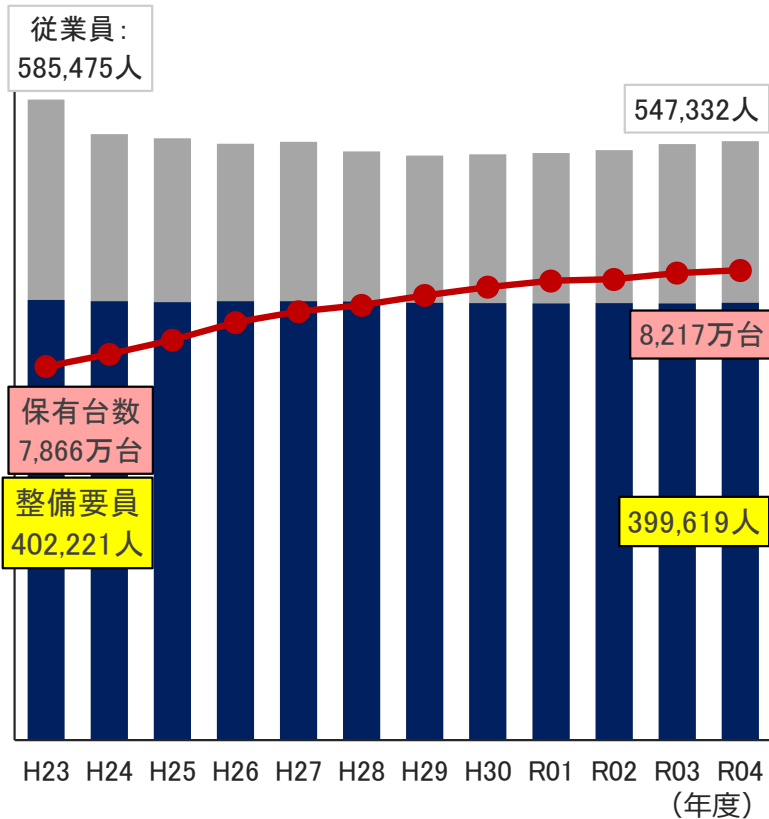
- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車

整備人材に関する課題への対応

自動車整備要員の現状について

- 自動車整備事業における従業員数は、ほぼ横ばいで推移。（整備要員は約40万人）
- 近年、自動車整備要員の有効求人倍率が上昇するなど、**整備業界の人材不足が顕在化**。
- 少子化や若者のクルマ離れの進展、職業選択の多様化により、自動車整備士を目指す若者が減少。
- 自動車整備要員の平均年齢は上昇傾向にあり、令和4年度には46.7歳に達している。

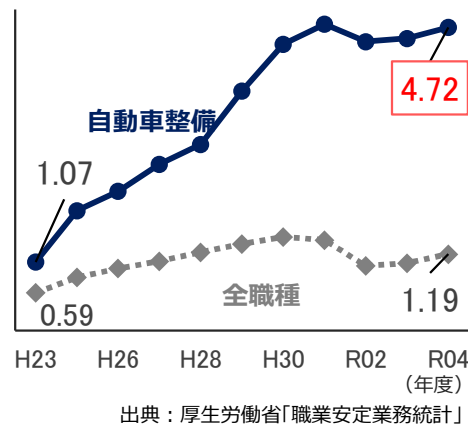
自動車整備事業の従業員数と整備要員数
及び全国自動車保有台数



従業員及び整備要員
出典：（一社）日本自動車整備振興会連合会編
「自動車整備白書」

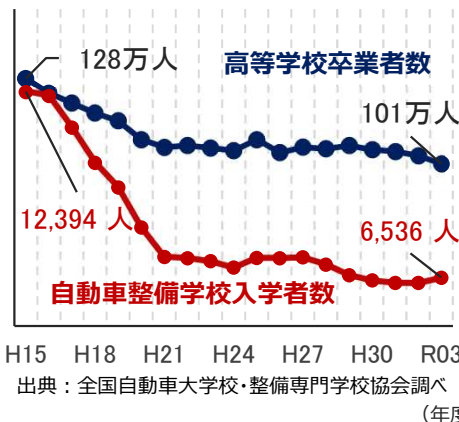
保有台数
出典：（一社）自動車検査登録情報協会HP
「自動車保有台数」

自動車整備要員の有効求人倍率



出典：厚生労働省「職業安定業務統計」

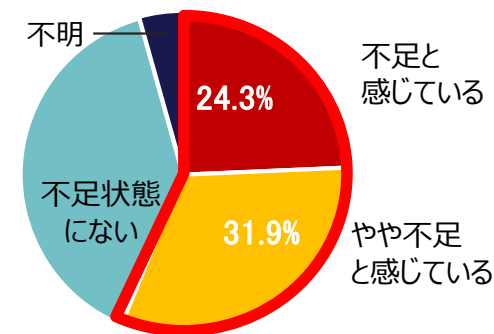
自動車整備学校入学者数



出典：全国自動車大学校・整備専門学校協会調べ
（年度）

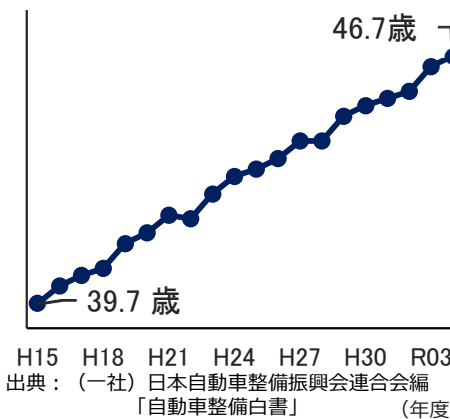
自動車整備士の過不足の状況
（整備工場に対するアンケート結果）

自動車整備士の不足感を持つ
事業者は約6割



出典：（一社）日本自動車整備振興会連合会編「自動車整備白書」

自動車整備要員の平均年齢



出典：（一社）日本自動車整備振興会連合会編
「自動車整備白書」
（年度）

整備要員の人材確保の取組事例

○ 自動車整備の人材を確保するため、経営者向けセミナー等で整備士の処遇改善を働きかけると共に、自動車整備士のPRや運輸支局長等による高等学校訪問などを実施

経営者向けセミナー・協議会



整備士の処遇改善の重要性を説明

関係団体と人材確保、育成等の取組など協議

脱炭素化に対応する整備人材の育成



電動車の整備に対応した教育の高度化を推進

自動車整備士のPR活動



ポスター・パンフレットを用いてPRを実施



インターネット動画等を用いてPRを実施

運輸支局長等による高等学校訪問



【訪問実績】

- 令和元年度 594校
- 令和2年度 596校
- 令和3年度 572校
- 令和4年度 555校

	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
九州管内	70校	74校	73校	97校	72校	64校

高等学校へ訪問し、自動車整備業のPRを実施

自動車整備人材に係る課題への対応について

○ 有識者や業界関係者からなる「自動車整備の高度化に対応する人材確保に係る検討WG」において対策を検討し、その内容をR5.3月に中間とりまとめ

【人材の募集】

① 若年層への自動車整備士のPR強化

- 学校への出前授業の実施、 ● 自動車整備士の工場見学の実施支援
- 自動車整備士のポスターを作成



- 小学生等を対象とした整備士体験

② 【新規】自動車整備士の仕事体験事業

- ✓ 自動車整備士の仕事内容を体験（夏休みに自動車整備の仕事を経験等）
- ✓ 働く従業員と接する経験



自動車整備士の仕事内容に対する興味を持ち、職業として整備士を選択してもらう。

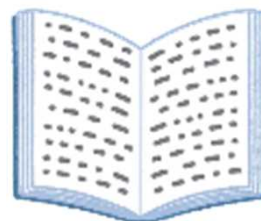


【人材の定着】

③ 【新規】自動車整備士の働きやすい職場ガイドラインの策定、事業者の達成状況の評価

（想定される評価指標）

- ・従業員の賃上げ計画が明示され、実行されている
- ・働きやすい職場の整備（冷暖房完備、工具の支給等）
- ・短時間勤務、週休三日制などを選択できるシフト制の導入など



④ 経営者向けセミナーの開催

自動車整備事業者に対し、短時間勤務、週休三日制などを選択できるシフト制の導入など、自動車整備士の多様な働き方の提示について意識を喚起するため、経営者向けセミナーを開催



セミナー開催の様子

【人材の育成】

⑤ 整備事業者が合同で行う先進技術の研修に対する支援



カメラ・センサーの整備手法を学ぶ合同研修

⑥ 整備士養成校におけるVR教材や最新車両（安全・環境技術搭載車両）等の導入



VR教材を用いた学習

九州における主な取組み(関係団体主催を含む)令和5年度

- 運輸支局長等による高校訪問に加え、関係団体と協力し少子化や若者のクルマ離れの進展、職業選択の多様化による自動車整備士を目指す若者の減少への対応や定着のための取組みを実施

イメージ向上のPR活動

○ 児童・若者がクルマに興味を持ち、自動車整備の仕事を知ってもらうためのイベント

- | | | |
|--------------|------------------------------|------|
| ● 令和5年9月2日 | 県下一斉マイカー点検 | 佐賀県 |
| ● 令和5年10～12月 | マイカー点検 (県内全域) | 鹿児島県 |
| ● 令和5年10月29日 | マイカー点検教室 & 整備士体験 (レゾナクトーム大分) | 大分県 |
| ● 令和5年11月 5日 | ばぶばぶフェスタ | 佐賀県 |
| ● 令和5年11月28日 | 小学校への社会科出前授業 (晴海台小学校) | 長崎県 |
| ● 令和6年 1月14日 | みやtheキッズモール (宮交シティ) | 宮崎県 |
| ● 令和6年 1月30日 | 整備士育成出前講座 (奄美高校) | 鹿児島県 |

(※取組みの一部を抜粋)

職場体験等の推進

- 児童・生徒が働く人々と接し職業や仕事を実際に体験する機会の確保
- 自動車整備事業における仕事体験事業
- 社会科見学



(千原台高校の社会科見学：熊本トヨペット本社)



(宮崎：みやtheキッズモール)



(鹿児島：マイカー点検)



(大分：マイカー教室 & 整備士体験)



(奄美高校への出前講座)

「人材確保・育成対策応援サイト」の運用

「人材確保・育成対策応援サイト」とは？

運輸関係事業者が、人材確保・育成に取り組むにあたり、必要な情報を横断的に簡単に入手できるよう、運輸局や関係団体等の各種の取組事例や国土交通省等の支援策等の関係情報を掲載したもの。

(九州運輸局HPより)

人材確保・育成対策応援サイト

印刷用ページ



- ▶ 九州運輸局では、運輸観光人材確保・育成促進プロジェクトチームを設置し、運輸・観光分野で深刻化している労働者不足や高齢化対策に積極的に取り組んでいます。
- ▶ 取組の一環として、**人材確保・育成対策応援サイト**を開設いたしました。
- ▶ ここでは、業界の魅力を伝えるPR動画の作成など人材確保・育成についての団体や事業者の皆さまの取組のベストプラクティスや、国の支援制度など、皆さまのお役に立つ情報を掲載しています。是非とも、ご活用いただければ幸いです。

<掲載情報>

- ・ 取組事例（事業別）
- ・ 取組事例（テーマ別）
- ・ 支援制度・助成金
- ・ お役立ち情報
手引き・マニュアル
女性の活躍
各種リンク
- ・ 相談・お問い合わせ

九州運輸局は、福岡県自動車整備振興会と合同により、「オートアフターマーケット九州2023」において、「クルマの進化に対応した自動車整備の魅力と重要性」をテーマに、九州では初めての自動車整備士の皆様との「車座対話」を開催

1. 実施日時等

日 時：令和5年11月11日（土）10:30時より（約90分）

場 所：マリンメッセ福岡B館内セミナー会場（福岡市博多区沖浜町）

参加者：福岡県内の自動車整備士、養成学校、振興会、運輸局、福岡支局（計13名）

来場者：60名



2. 実施目的

- (1) 自動車整備士の魅力や社会的な重要性を発信し、広く一般の方に興味・関心をもってもらう
- (2) 自動車整備における課題等を聴き、行政の取り組みに反映する



3. 意見交換会内容（一部抜粋）

- 自動車整備士の仕事を知ったきっかけ、仕事を選んだ理由
 - ⇒ 「幼少期から自動車に興味があった」
 - ⇒ 「機械いじりが好きだった」
- 魅力や苦勞、新技術対応への課題や目標
 - ⇒ 「整備の知識だけではなく、様々な資格取得（保険、査定等）が必要」、
 - ⇒ 「先進技術がメーカーや車種毎で統一しておらず、整備技術を習得することが車両ごとにバラバラで難しい」
- 人材不足解決のために必要な取り組みや行政への要望
 - ⇒ 「未認証行為や悪質な不正に関してはもっと厳しい罰則があっても良い。優良事業場や自動車整備士に関しては、優遇制度や助成などを検討していただきたい」
 - ⇒ 「デジタルツール（VR等）を活用した体験型の職業紹介をデジタルツールを行政で製作作成していただき、教育団体等で活用し整備士体験していただく」



職業ガイド紙の作成

日刊自動車新聞社と連携して、自動車整備士の仕事内容を紹介する職業ガイド紙（カーエンジニア）を作成。

自動車整備で地域を支えるカーエンジニアの仕事

徹底ガイド

Car Engineer

福岡県版 2023

特集 福岡で活躍する
現役カーエンジニアの声



国家資格の
安定職種

**社会に貢献する
カーエンジニアの役割**

社会の安全や地球環境を守るためには自動車の整備が必要。自動車を点検・整備することで、自動車を安全かつ快適に使用できます。つまりカーエンジニアの役割は社会に貢献する大切な仕事なのです。

取得資格技術を活かせる

ハイブリッド車(HV)や電気自動車(EV)など、自動車の進化とともに整備に必要な高い専門技術と知識を身につけたカーエンジニアが求められています。高度技術を駆使し、適切な自動車整備を行うための技術を生かして力を発揮します。

将来展望

自動車整備の技術を習得した人の活躍の場が広がっています。自動車整備の技術を習得後、技術のスペシャリストを目指せるだけでなく、自動車販売などの関連分野においても、会社経営に携わる重要なポジションに就く人も増えています。

**将来性がある
安定した職業**

大企業や中小企業問わず、自動車整備は常に必要とされています。また、人口の増加に伴って車保有台数も増加傾向にあり、今後も需要は安定しています。また、高齢化が進む中で、高齢者の運転支援や安全確保のための整備も求められています。さらに、環境意識の高まりから、電気自動車やハイブリッド車の整備も求められるようになり、技術の進化とともに、今後も需要は安定していると考えられます。

あるカーエンジニアの1日

10:30 15分間の休憩。さつぱり一息。

9:00 少人数で作業開始。お客様の車の点検や整備を行います。

10:45 点検業務。使用するクルマをしっかりとチェックする。

12:00 昼食。午後のお仕事の準備を整えます。

13:00 午後のお仕事の取組みをスタート。お客様のお話を伺い、必要な作業を行います。

15:00 休憩。

18:00 片付けをして作業終了。お客様の車を安全に確認し、帰ります。

15:15 作業再開。

What is
カーエンジニア
という仕事

カーエンジニアはクルマのドクター

「クルマのドクター」として活躍するカーエンジニアの仕事内容について、現職のカーエンジニアから話を聞きました。

カーエンジニアの仕事は、お客様のクルマを安全かつ快適に使用できるように、点検や整備を行うことです。また、お客様の悩みや不安を解消し、安心してクルマを運転できるようにサポートすることも重要な役割です。

カーエンジニアは、お客様の安全を守るために、日々最新の技術や知識を習得し、実践しています。また、お客様の要望に応じた提案やアドバイスも行うことが多く、お客様の満足度を高めることが重要な役割です。

カーエンジニアは、お客様の安全を守るために、日々最新の技術や知識を習得し、実践しています。また、お客様の要望に応じた提案やアドバイスも行うことが多く、お客様の満足度を高めることが重要な役割です。

魅力ある職場環境の整備
(待遇改善・設備更新)

生産性向上

自動車整備士の育成
(キャリアアップ・技術伝承)

業界全体で、課題に立ち向かう意識を！

自動車整備士の確保
(整備士養成・採用)

（参考資料）

- **各種支援メニュー**
- **労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について**

自動車整備力の維持・強化(事業者間連携事業)

- 自動車整備事業者は、新技術への対応や人材育成・確保等を図るとともに、生産性向上を図ることが必要
- 国土交通省では、整備振興会等が実施する新技術に関する勉強会や人材セミナー、自動車整備士養成施設が整備事業者と連携して行う整備体験会などの取組を支援

各地域における自動車整備力の維持・強化のための取組を支援

整備振興会等が取組を企画・実施

【自動車整備力の維持・強化のための取組例】

- ・ 新たな整備技術に関する講習会、体験会
- ・ 地域の自動車整備人材確保のための取組
(転職・採用マッチング、離職者対策等)
- ・ 高校生や専門学校生の整備作業体験会



先進技術の講習会
(群馬) 【令和4年度実施事業】



経営者向け事業承継セミナー
(北海道)

申請

支援

国土交通省による支援

課題解決への取組の公募

【支援条件】

地域の自動車整備力の維持・強化に資するものであること。

【支援内容】

会場費、講師費、コンサル費、旅費、教材費等の一部

例えば、エーミング用ターゲット費用、スキャンツール費用、メーカー講師派遣費用など

支援予算額：6000万円

限度額：1件あたり300万円

【令和4年度補正予算額：事業再構築補助金5,800億円の内数】

成長戦略実行計画 (令和3年6月18日閣議決定)

2050年カーボンニュートラルという高い目標の実現に向けて、グリーン成長戦略の具体化を進める。

2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略 (抜粋)

自動車販売店や整備事業者については、電動化に伴う車両の構造変化に対応した設備投資・人材育成や、整備事業の更なる効率化・生産性向上に向けたDX投資等を後押しする。

事業再構築補助金「グリーン成長枠」

研究開発・技術開発又は人材育成を行いながら、グリーン成長戦略「実行計画」14分野（自動車分野含む）の課題の解決に資する取組を行う事業者に対する支援

第12回公募 公募期間：未定
申請受付：未定

補助金額・補助率

中小／中堅	補助上限額	補助率
中小企業	1億円	1/2 (大規模な賃上げを行う場合2/3)
中堅企業	1.5億円	1/3 (大規模な賃上げを行う場合1/2)

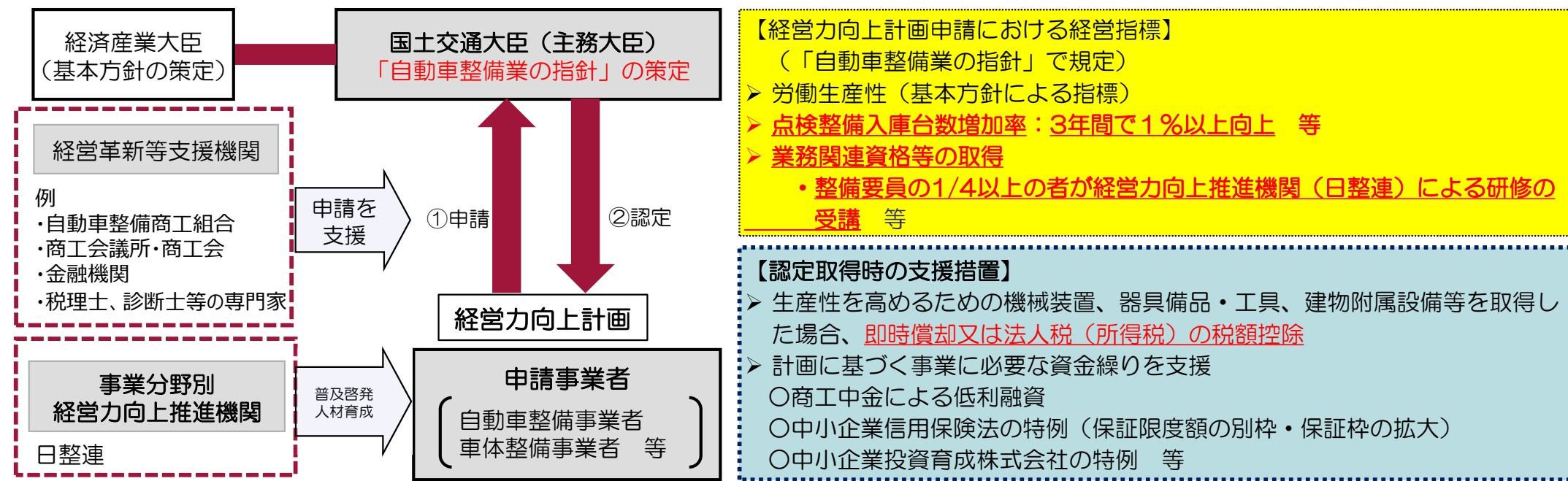
補助対象経費

建物費、機械装置・システム構築費（リース料を含む）、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等 関連経費、広告宣伝・販売促進費、研修費
 （一部の経費については上限等の制限あり）

自動車整備事業者等による経営力向上に係る取組の支援

中小企業等経営強化法に基づく「**経営力向上計画**」を作成し、国(国土交通省)の**認定を受けることにより**、設備投資に係る**即時償却又は法人税等の税制控除(10%※)**のいずれかの**措置を受けることが可能**。

※資本金3,000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%



対象設備(例)

【機械装置】 (160万円以上)

- ・リフト ・門型洗車機 ・塗装ブース
- ・スポット溶接機
- ・エーミング装置



【自動車検査用機器などの器具備品】 (30万円以上)

- ・ライトテスター ・オパシメーター ・排気ガステスター
- ・ブレーキ/スピードテスター
- ・ホイールバルンサー
- ・スキャンツール



【建物附属設備】 (60万円以上)

- ・空調設備 ・高圧受電設備

【ソフトウェア】 (70万円以上)

- ・車両・顧客管理システム

★適用期限 令和5年4月1日～令和7年3月31日

<参考画像:自動車機械工具ガイドブックより>

中小企業等経営強化法(経営力向上計画)の認定を受けた自動車整備事業者における生産性向上の取組をご紹介します!

- 「経営力向上計画」は、設備投資や人材育成など、自社の経営力を向上するために実施する計画です。
- 認定を受けた経営力向上計画に基づき設備を取得した事業者は、法人税・所得税の税額控除等が受けられます。

株式会社 中村自動車 / 認証工場
青森県八戸市 従業員数7名(うち整備要員5名)

- ◆認定年月
令和4年5月
- ◆導入設備
トリプルテスター、ターゲティングボード、ヘッドライトテスター、固定式フリーローラー、アライメント用リフター、無線リモコン
- ◆利用した支援措置
法人税の即時償却
- ◆効果
・テスター等の設備導入により、外部の検査場で行っていた検査が自社で検査ができるようになり、**1日かかっていた作業が半日でできるようになった。**
・**作業時間が短縮したことで、それ以外の作業が行えるようになり、全体的に生産性が向上した。**




トリプルテスター ターゲティングボード

株式会社 アクセス久喜店 / 指定工場
埼玉県久喜市 従業員数19名(うち整備要員6名)



- ◆認定年月
令和4年5月
- ◆導入設備
マルチリフト、冷媒回収洗浄充填装置、アーム付き2Wayリフト、自動車検査用機器
- ◆利用した支援措置
法人税額の控除
- ◆効果
・リフトを増設したことにより受け入れ可能作業台数が増え、導入前と比較して**入庫数が10%増加し、日当たり残業時間も1人あたり30分程度短縮**することができた。
・システム連動する検査機器の導入により、検査ラインを自動化することができ、**車検にかかる時間を5~10分短縮**することができた。




マルチリフト 冷媒回収洗浄充填装置

株式会社 石川自動車工業 / 指定工場
千葉県成田市 従業員数42名(うち整備要員31名)



- ◆認定年月
令和3年10月
- ◆導入設備
大型車用ツインリフト、アーム式リフト、乗用車用リフト、天井クレーン、エーミング機器、スキャンツール
- ◆利用した支援措置
法人税額の控除
- ◆効果
・ツインリフトを導入したことにより、ジャッキアップ作業が不要となり、**作業スタートアップ(ジャッキアップ、車両の移動等の準備)の時間を20%短縮**することができた。
・1台に対応する**整備要員数も2~3人から1人に削減**でき、複数台同時並行の作業も可能となった。

大型車用ツインリフト アーム式リフト

有限会社 山ノ内自動車工業 / 認証工場
長野県山ノ内町 従業員数5名(うち整備要員3名)



- ◆認定年月
令和3年9月
- ◆導入設備
自動車整備業顧客管理集客ソフトウェア
- ◆利用した支援措置
法人税額の控除
- ◆効果
・出入金管理や顧客管理等に関するソフトウェアを導入し、車両マスタにより得意先の車両の検査が簡単になり、**作業時間を10~20%程度短縮**することができた。
・事務作業に詳しくない社員でも簡単に作業ができることで、**事務作業にかかる時間が短縮し、他の作業に充てられる時間が増えた。**

ソフトウェア(導入機器) ソフトウェア(帳面画面)

静岡運送 株式会社 / 指定工場
静岡県焼津市 従業員数101名(うち整備要員7名)



- ◆認定年月
令和4年6月
- ◆導入設備
大型車用ツインリフト、コンビネーションテスター、ヘッドライトテスター、排気ガステスター、サイドスリップテスター 他
- ◆利用した支援措置
法人税の即時償却
- ◆効果
・指定整備工場の新設により、自社グループ以外の顧客対応が可能となり、**設備導入により作業効率も向上したことで、入庫台数は2倍に増加**した。
・リフト導入によりジャッキアップが不要となり、**整備に要する時間はリフト導入前と比較して1日あたり4時間程度短縮**することができた。

大型車用ツインリフト コンビネーションテスター

株式会社 八高 / 指定工場
岐阜県中津川市 従業員数9名(うち整備要員7名)

- ◆認定年月
令和3年8月
- ◆導入設備
検査業務効率化システム、冷媒回収洗浄充填装置、ヘッドライトテスター
- ◆利用した支援措置
法人税の即時償却
- ◆効果
・検査業務効率化システムの導入により、他の機械の操作も合わせて、専門の社員が**約半日かかっていた作業時間が、全自動になり、3時間程度(1/3程度)に短縮**することができた。
・冷媒回収洗浄充填装置の導入で、常に社員が傍にいて、**最大で3時間程度の作業時間を5分程度に短縮**することができた。作業中、社員が他の作業に充てることも可能になった。

検査業務効率化システム 冷媒回収洗浄充填装置

株式会社 AUTO REPAIR KOBE / 認証工場
兵庫県神戸市 従業員数6名(うち整備要員4名)



- ◆認定年月
令和4年6月
- ◆導入設備
3次元マルチアライメント計測システム、冷媒回収洗浄充填装置
- ◆利用した支援措置
法人税の即時償却
- ◆効果
・3次元マルチアライメント計測システム導入により、**社員2人が手作業で3時間程度かかっていた計測が、1人が1時間程度でより高精度に計測**できるようになった。
・冷媒回収洗浄充填装置の導入により、ガスの正確な全自動充填が可能となり、**作業時間が5~10分程度になった。**




3次元マルチアライメント計測システム 冷媒回収洗浄充填装置

有限会社 竹内石油店 / 認証工場
島根県飯南町 従業員数3名(うち整備要員1名)

- ◆認定年月
令和3年11月
- ◆導入設備
ドライブオンリフト、ホイール洗浄機
- ◆利用した支援措置
法人税の即時償却
- ◆効果
・2柱リフトをドライブオンリフトに更新することにより、アライメント調整の品質向上、車幅の調整等が不要となり作業効率性の向上、ドライブオンによる作業安全性の向上、対応車種の拡大が図れた。
・特に、リフトの昇降スピードが速くなり、**2柱リフトより10分程度短縮**することができた。





ドライブオンリフト ホイール洗浄機

☞ 中小企業等経営強化法経営力向上計画の認定制度について

国土交通省ホームページ
http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000012.html

中小企業庁ホームページ
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>




自動車整備事業者への支援(補助・税制) 【令和5年11月1日現在】

補助金等の名称	事業等の内容	補助額等	問合せ窓口
事業再構築補助金	ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するために新分野展開、事業再編等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援。 ●公募期間:未定(第12回) 申請受付:未定	グリーン成長枠(スタンダード) ・補助上限額:1億円(中小)、1.5億円(中堅) ・補助率:1/2以内(中小)、1/3以内(中堅) (賃上げによる上乗せあり)	事業再構築補助金事務局コールセンター
中小企業経営強化税制【令和7年3月31日まで】	中小企業等経営強化法の認定計画に基づき新規の機械装置、器具備品・工具、ソフトウェア、建物附属設備を取得した場合に適用できる税制措置。	法人税又は所得税において即時償却又は取得価額の10%(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%)の税額控除	・認定各地方運輸局 ・税制処置中小企業税制サポートセンター
中小企業投資促進税制【令和7年3月31日まで】	生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、適用できる税制措置。	法人税又は所得税において取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除(資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)	中小企業税制サポートセンター
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(ものづくり補助金)	中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援。 ●申請期間:(第16次)令和5年7月28日～令和5年11月7日(終了)	・補助上限額:1250万円 ・補助率:1/2以内(中小) 2/3以内(小規模)	ものづくり補助金事務局サポートセンター
サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	中小企業・小規模事業者等が生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)を導入するための事業費等の経費の一部を補助。 ●申請期間:令和5年8月1日～終了時期は後日案内	通常枠 ・補助上限額:450万円 ・補助率:1/2以内	サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター

自動車整備事業者への支援(補助・税制) 【令和5年11月1日現在】

補助金等の名称	事業等の内容	補助額等	問合せ窓口
小規模事業者持続化補助金 (持続化補助金)	小規模事業者等が直面する制度変更等に対応するため、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取組や、その取組と併せて行う業務効率化(生産性向上)の取組を支援。 ●申請期間: 令和5年9月12日～令和5年12月12日	通常枠 ・補助上限額:50万円 (インボイス特例要件を満たす場合、50万円上乘せ) ・補助率2/3以内	・商工会:各都道府県商工会連合会 ・商工会議所:日本商工会議所小規模事業者持続化補助金事務局
賃上げ促進税制 【令和6年3月31日まで】	中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から控除できる税制措置	雇用者給与等支給額が ¹ 1.5%以上増加した場合、増加額の15%を法人税又は所得税から控除(2.5%以上増加:15%上乘せ、教育訓練費額10%以上増加:10%上乘せ)	中小企業税制サポートセンター
経営資源集約化税制 ①は 【令和7年3月31日まで】 ②は 【令和6年3月31日まで】	経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、以下を認める措置 ①設備投資減税 ②準備金の積立	①中小企業経営強化税制に同じ ②株式等の取得価格の70%以下を積立てたとき、積立金を損金算入	・認定各地方運輸局 ・税制処置 中小企業税制サポートセンター ②について 中小企業庁
再編・統合等に係る税負担の軽減措置 【令和6年3月31日まで】	中小企業等経営強化法の認定を受けると、M&A(親族外承継)の際に発生する登録免許税・不動産取得税を軽減する措置。	・登録免許税:合併による移転の場合は税率0.2(分割による移転の場合は0.4) ・不動産取得税:税率1/6減額相当	中小企業税制サポートセンター
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 【令和6年3月31日まで】	30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額を全額損金算入(即時償却)を認める特例措置。	上限合計額:300万円	国税庁、国税局(事務所)または税務署の税務相談窓口

自動車整備事業者への支援(補助・税制) 【令和5年11月1日現在】

補助金等の名称	事業等の内容	補助額等	問合せ窓口
事業承継税制 【令和9年12月31日まで】 ※個人事業者の場合は 令和10年12月31日まで	事業承継の際の相続税・贈与税の納税を猶予する措置	相続税・贈与税の納税を 100%猶予。(都道府県知事 の認定や税務署への申告 の手続が必要)	都道府県庁担当窓口
中小企業等経営強化法 に基づく固定資産税の 特例 【令和7年3月31日まで】	中小企業等経営強化法の先端設備等導入計画(※認 定は市区町村)に基づき新規の機械装置、測定工具及 び検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア等 を新規に取得した場合に適用できる税制措置	固定資産税: 3年間1/2に軽減(賃上げ 要件を満たせば最大5年 間1/3に軽減)	・認定 各市町村 ・税制措置 中小企業税制サ ポートセンター

※ 公募が早期に終了する場合がございます。



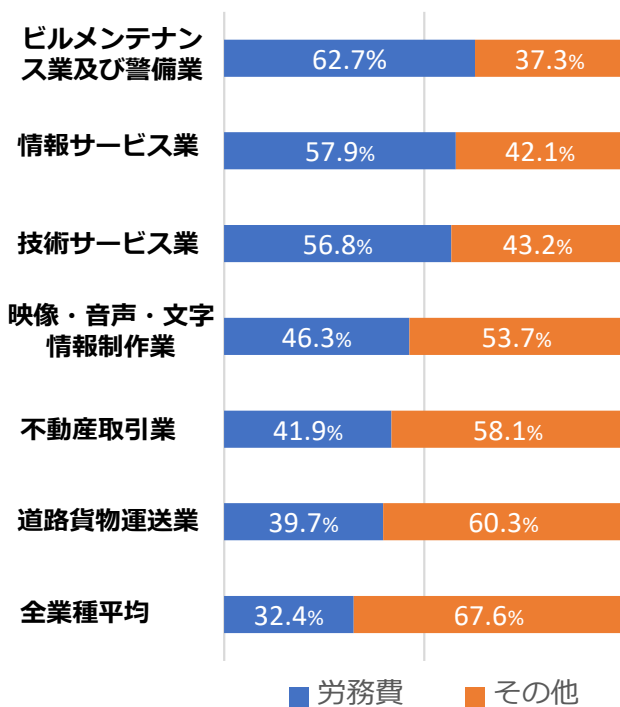
労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

令和5年12月
内閣官房
公正取引委員会

労務費の転嫁の現状

特別調査の結果、原材料価格やエネルギーコストに比べ、**労務費の転嫁が進んでいない結果がみられた。**
 (コスト別の転嫁率<中央値>：原材料価格(80.0%)、エネルギーコスト(50.0%)、労務費(30.0%))

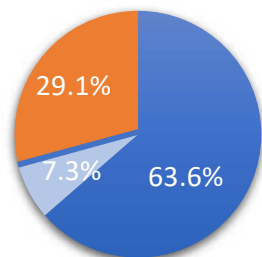
コストに占める労務費の割合の高い業種



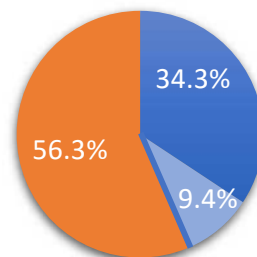
労務費の割合の高い業種の転嫁の状況

労務費の割合の高い業種の中には要請ができていない業種がみられるが、その業種の中でも要請している受注者は価格転嫁が認められている。

ビルメンテナンス業及び警備業

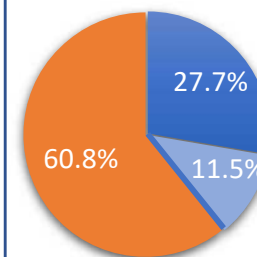


情報サービス業



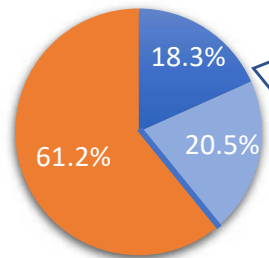
価格転嫁を要請していない受注者が多いものの、要請した場合は労務費の転嫁率が高い(90%以上)受注者が多い。

技術サービス業



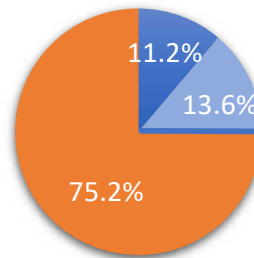
価格転嫁を要請していない受注者が多いものの、要請した場合は労務費の転嫁率が高い(90%以上)受注者が多い。

映像・音声・文字情報制作業

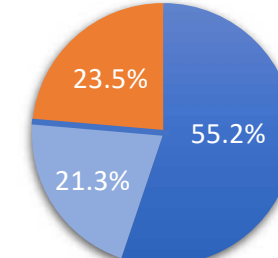


労務費の上昇を理由として要請してもその転嫁率が低い(10%未満)受注者が多い。

不動産取引業



道路貨物運送業



労務費の上昇を理由として要請してもその転嫁率が低い(10%未満)受注者が多い。

■ 労務費 ■ その他 ■ 要請した (労務費の上昇を理由とした) ■ 要請した (労務費の上昇を理由としていない) ■ 要請していない

特別調査の回答者からの声としては、労務費の転嫁の交渉実態として、価格転嫁を認めてもらえたとする声がある一方で、以下の声があった。

- 労務費の上昇分は受注者の生産性や効率性の向上を図ることで吸収すべき問題であるという意識が発注者に根強くある。
- 交渉の過程で発注者から労務費の上昇に関する詳細な説明・資料の提出が求められる。
- 発注者との今後の取引関係に悪影響(転注や失注など)が及ぶおそれがある。

特別調査における事業者からの指摘事項（項目別）

項目	事業者からの指摘事項	本指針の対応部分
<p>本社（経営トップ）の関与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>交渉現場の担当者からすれば労務費上昇分の価格転嫁を認めない行動を取ることが、発注者の短期的な利益（コスト増の回避）につながり、業績として評価されることになるので転嫁に応じてもらえない。</u> 	<p>発注者としての行動①</p>
<p>発注者側からの定期的な協議の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>約30年前の取引開始以降、一度も価格改定がなされていない。</u> ● <u>実質的にはスポット取引とはいえない取引であるにもかかわらずスポット取引と認識している発注者から価格交渉の打診を受けたことがなく、取引開始以降、価格が据え置かれている。</u> ● <u>基本的にどの発注者からも長年据え置かれてきた。</u> 	<p>発注者としての行動②</p>
<p>説明・資料を求める場合は公表資料とすること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>発注者から当社のコスト構造を明らかにする資料の提出を求められたが、明らかにしたくないため労務費の転嫁の要請を断念した。</u> 	<p>発注者としての行動③</p>
<p>要請があれば協議のテーブルにつくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>取引上の立場が弱い受注者からは、労務費の転嫁の協議を求めると契約の打切りなど、不利益を受けるのではないかと心配から協議を持ちかけられない。</u> ● <u>燃料費の上昇分の価格転嫁は認められたが、それ以外の労務費などについては交渉のテーブルについてくれなかった。</u> 	<p>発注者としての行動⑤</p>
<p>必要に応じ考え方を提案すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>発注者が自ら用意した労務費の転嫁の交渉用のフォーマットによる価格転嫁の申出しか受け付けておらず、当該フォーマットで計算した結果、当社が本来求めたかった額より低い額となった。</u> 	<p>発注者としての行動⑥</p>

労務費の適切な転嫁に向けた取組事例（項目別）

項目	事業者の取組事例	本指針の対応部分
<p>本社（経営トップ）の関与</p>	<p>○ 受注者からの要請の有無にかかわらず1年に1回以上の価格交渉をすること等を内容とする代表取締役からの指示を社内で周知した。</p>	<p>発注者としての行動①</p>
<p>発注者側からの定期的な協議の実施</p>	<p>○ 受注者に対し、労務費を含めたコストアップによる価格転嫁の必要性についての協議を呼びかける文書を定期的に送付している。</p>	<p>発注者としての行動②</p>
<p>説明・資料を求める場合は公表資料とすること</p>	<p>○ 最低賃金なり厚生労働省の統計といった公表資料から大まかな賃金の傾向が確認できれば、わざわざ受注者の労務費が実際に上がっているかといった個社の労務費の状況までは聞かずに受注者が求める額を受け入れることとしている。</p>	<p>発注者としての行動③</p>
<p>サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと</p>	<p>○ 毎月実施している直接の取引先である受注者（一次取引先）との会合において、二次取引先以降の値上げも含めて当社に転嫁を求めてくるように声かけをしている。</p>	<p>発注者としての行動④</p>
<p>要請があれば協議のテーブルにつくこと</p>	<p>○ 受注者から従業員の賃金を引き上げるために翌期の契約金額の引き上げを求められたところ、翌期の作業内容に変更はなかったものの、双方合意の金額にて取引価格を引き上げた。</p>	<p>発注者としての行動⑤</p>
<p>必要に応じ考え方を提案すること</p>	<p>○ 労務費の転嫁のやり方が分からないと受注者から相談を受けた際、他の受注者による算定式として最低賃金の上昇率や物価上昇率を基に要請額を算定した例を紹介している。</p>	<p>発注者としての行動⑥</p>

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の12の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面等の形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。特に**長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず受注者と協議を行い、**必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

発注者に対して労務費の転嫁の交渉を申し込む際、一例として、6頁の様式を活用することも考えられる。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

今後の対応

- 内閣官房は、各府省庁・産業界・労働界等の協力を得て、今後、労務費の上昇を理由とした価格転嫁が進んでいない業種や労務費の上昇を理由とした価格転嫁の申出を諦めている傾向にある業種を中心に、本指針の周知活動を実施する。
- 公正取引委員会は、発注者が本指針に記載の12の採るべき行動／求められる行動に沿わないような行為をすることにより、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処していく。
また、受注者が匿名で労務費という理由で価格転嫁の協議のテーブルにつかない事業者等に関する情報を提供できるフォームを設置し、第三者に情報提供者が特定されない形で、各種調査において活用していく。

価格交渉の申込み様式（例）

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日内閣官房・公正取引委員会）別添

価格交渉の申込み様式（例）

御見積書

（発注者） 御中

○年○月○日

（受注者）

下記のとおり、御見積もり申し上げます。

見積日 年 月 日
有効期限 年 月 日

商品名（例：業務名、品番、件名）

合計金額 円

原材料価格、エネルギーコスト、労務費など、各コスト要素に分けて、それぞれ単価、小計等を作成

内訳

1 原材料価格（素材費、部品購入費等）

（例）	単価	数量	金額	（備考）旧単価（円）／ 単価上昇率（%）
材料・品番				
.....				
小計	円			

2 エネルギーコスト（電気代、ガス代、ガソリン代等）

（例）	単価	総使用量	貴社向け売上比率	金額	（備考）単価 上昇率（%）
電気代					
.....					
小計	円				

3 労務費（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）

（例1）	改定前の 労務費総額	労務費の上昇額 ※改定前の支払い実績（定期昇給、ベースアップ、法定福利費等）に最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率を乗じて算出	貴社向け売上比率	金額
	円	円	%	円
（例2）	現在の労務費単価	人数	労務費の上昇率 ※最低賃金・春季労使交渉妥結額等の上昇率	金額
	円/人・日	人・日	%	円
小計	円			

4 その他

（例）設備償却費、保管料、輸送費等
小計 円

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPCR (競争政策研究センター) 相談・申告・情報 手続等窓口

ホーム > 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に関する公正取引委員会の取組

「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月27日：内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、公正取引委員会）及び「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（令和5年3月1日）に関する公正取引委員会の取組をまとめています。

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針について

今般、内閣官房及び公正取引委員会の連名で、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針を策定しました。

- ① (令和5年11月29日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公表について
- ② (令和5年11月29日)労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針
- ③ **別添（価格交渉の申込み様式（例））**

https://www.jftc.go.jp/partnership_package/index.html

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

ホーム 公正取引委員会について 報道発表・広報活動 独占禁止法 下請法 CPCR (競争政策研究センター) 相談・申告・情報 手続等窓口

ホーム > 独占禁止法 > 法令・ガイドライン等(独占禁止法) > 運用基準関係 > 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針

PDF版はこちら (PDF: 878KB)

別添（価格交渉の申込み様式（例））はこちら

令和5年11月29日
内閣官房
公正取引委員会

はじめに

原材料価格やエネルギーコストのみならず、買上げ原資の確保を含めて、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体に負けない買上げを行うことは、デフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要である。その際、労務費の適切な転嫁が不可欠である。